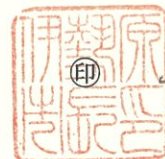


第8号様式（第4条関係）

伊福総第55号
令和5年2月10日

社会福祉法人 伊勢原市社会福祉協議会
会長 佐伯 妙有 様

伊勢原市長 高山 松太郎



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号イに規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、次のとおりです。

(有効期間)

令和5年3月7日 から令和10年3月6日 まで